

オンライン講演会講演者各位

オンライン講演会実施に関する著作権ガイドライン

公益社団法人 日本化学会

1 はじめに

この度、講演者各位（以下「講演者」といいます。）におかれましては、本会主催の講演会（以下「本講演会」といいます。）にご協力賜り誠にありがとうございます。講演者におかれましては、本講演会実施に先立ち、「オンライン講演会同意書」（以下「同意書」といいます。）に同意の上、本講演会用の予稿集・レジュメ・資料類等（以下「講演資料」といいます。）をご作成頂き、講演資料に基づいてご講演頂くこととなります。本講演会は、同意書に記載されたライブ配信・録画配信等の方法で、本講演会の参加者（以下「受講者」といいます。）に配信されます。

当会としては、法令遵守の立場から講演者に対し、本講演会の講演内容や講演資料の作成・利用等に際して主に著作権法をご遵守頂くため、「オンライン講演会実施に関する著作権ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）による注意喚起をお願いしております。

また、受講者に対しては、本講演会の受講における注意事項等を示した「オンライン講演会利用規約」に同意頂くことになっております。こちらも併せてお読み頂きますようお願い申し上げます。なお、著作権制度の概要や著作権法のテキスト、最近の法改正、著作物が自由に使える場合等については、併せて末尾の文化庁の各WEBサイト等をご参考下さい。

2 著作権の利用と許諾について

(1) 他人の著作物の利用に関する基本ルール

他人の著作物を、その著作権者の承諾を得ないまま、講演資料（デジタルコンテンツを含みます）に記載したり配信したりすることは、当該著作権者の複製権（著作権法第21条（以下、条項を指す際の著作権法は単に「法」といいます））及び公衆送信権（法第23条第1項）を侵害する可能性があります。

そのため、講演者が他人の著作物を利用しようとするときは、著作権法に定める著作権の制限にかかわる規定（法第30条から法第50条）に該当する場合などを除き、当該著作物の著作権者から、講演資料へ掲載することや本講演会が配信されること等について、個別に許諾を得ておく必要があります。

(2) 本講演会は「学校その他の教育機関」における授業ではありません

法35条第1項では、学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除きます。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、授業の過程での利用目的においては、一定の要件の下、他人の著作物を、当該著作物の著作権者から個別の承諾を得ずと

も複製し、公衆送信し（自動公衆送信においては送信可能化を含みます。）又は公衆伝達する方法での利用が認められています。

しかし、「学校その他の教育機関」とは、組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関であって、学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関及びこれらに準ずる機関のことをいい（「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」6頁参照）、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専修学校等が該当し、任意の団体・グループでの講習会・勉強会等は含まれません。

つまり、本会は学校その他の教育機関ではなく、また、本会が主催する本講演会は学校での授業には該当しません。そのため、講演者が他人の著作物を利用する際には、上記の基本ルールのとおり、事前に著作権者から承諾を得ておく必要があります。

3 引用等について

(1) 引用と氏名表示権

他人の著作物の使用が、著作権法上の「引用」（法第32条第1項）の要件を満たせば、著作権者から許諾を得ずにその著作物を利用することができます。

著作権法では、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」（法第32条第1項）と規定されています。また、引用の対象は「公表された著作物」に限られ、未公表の著作物を引用することはできません。他人の未公表の著作物を無断で公表すると、著作権とは別に、その著作者の公表権（著作者がその著作物を公表するか否か、仮に公表するとしてどのような方法で、いつ、どのような条件で公表するかなどについて著作者が自由に決定する権利をいいます。）という著作者人格権（法第18条第1項）を侵害するおそれがありますのでご注意ください。

(2) 適正な引用の要件

判例によりますと、引用とは「紹介、参照、論評その他の目的で自己の著作物中に他人の著作物の原則として一部を採録することをいう」とされており、適法な引用というためには、「引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならない」というべきであり、さらに、第18条3項の規定によれば、引用される側の著作物の著作者人格権を侵害するような態様とする引用は許されないことが明らかである」（最高裁判所判例昭和55年3月28日判決・民集第34巻3号244頁参照）とされています。

つまり、適正な引用の要件としては、①引用されるものとするものとの区別が明瞭であり、②引用されるものは従たること、③引用する際には同一性保持権（法第20条第1項）を侵害しないことが挙げられています。

(3) 公正な慣行

法第32条第1項にいう「公正な慣行」とは、世間で一般的に著作物の引用行為として実際に広く行われており、社会感覚として相当なやり方といった程度の意味に理解されます。

具体的には、引用部分を括弧書きで区別し、その出典もできる限り引用した箇所に近い所に記載することがその典型といえるでしょう。

(4) 出所の明示と氏名公表権

引用される著作物の出所の明示については別途規定があり、「著作物の出所をその複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法により明示しなければならない」(法48条1項1号)、「前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない」(同条第2項)とされています。具体的には、引用される著作物が書籍ならばその著作者名と著書名を引用箇所の近くに記載して出所を明示することになります。

著作者名を示さずに引用すると、その著作者の氏名表示権(著作者がその著作物について著作者名を表示するか否か、仮に表示するとして実名か変名かどのように表示するかという表示方法を著作者が自由に決定する権利をいいます。)という著作者人格権(法第19条第1項)を侵害するおそれがありますのでご注意ください。

(5) 論文引用上の注意点と同一性保持権

引用するという事は、他人の著作物の一部を切り取ることになり、同一性保持権(著作物及びその題号の同一性を保持しその意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない権利をいいます。)という著作者人格権(法第20条第1項)を侵害するおそれがありますのでご注意ください。

上記の点に関し、著作者から事前の承諾を受けずに、論文の著作物に対して勝手に読点を切除し、中黒を読点に変更し、又は改行を省略する等の改変を行うことは、著作者の黙示の承諾があるとはいえません。裁判例でも、論文という言葉の著作物において、著作者として文書のどこで区切るか(読点の存否と位置)、ひとまとまりの単語の並列か文書の区切りか(中黒か読点か)、改行してどこでひとまとまりの文章とするか(改行の位置)には、著作者の表現上の意図があるから勝手に変更することは許されません。上記の例では、著作者の個別の同意がなくても例外的に許容される「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」(法第20条第2項第4号)にも当たらないとして、同一性保持権の侵害が認められています(東京高等裁判所平成3年12月19日判決参照)。

従いまして、論文の引用に際しては正確に引用されますようご注意ください。

4 その他の法令違反について

他人の文書やデータの集積物に創作性が認められない場合は、その作成者に無断で利用しても著作権の侵害には当たりません。しかし、利用したものの著作物性が否定されるからといって、個々の情報を収集し整理した文書やデータの集積物は作成者の成果物であり、他者が無断で自由に流用することは当然に許されるものではありません。そのような無断利用は

民法の不法行為（民法第709条）に該当する可能性があります。例えば、自動車整備事業者向けの自動車情報のデータ集積物について、データベースの著作物性（法第12条の2）は否定しながらも、当該データを無断で複製し、これと類似するデータベースを制作販売する行為は不法行為に該当すると判示した裁判例があります（東京地裁平成13年5月25日中間判決、判例時報1774号132ページ参照）。

このように、著作権法による保護がなくても、他の法律によって保護されている場合がありますので、他人の成果物の利用に際しては、著作権法以外の他の法令にも違反することがないようにご注意ください。

5 受講者の肖像権・プライバシーの権利について

(1) 肖像権・プライバシーの権利

受講者には、みだりにその容貌・姿態を撮影されたり配信されたりしないとする肖像権や、受講者の容貌・姿態それ自体、特定の日時において特定の講演会を受講しているという事実及び配信画面に映り込む受講者の生活空間等の私生活が、みだりに公開されないとするプライバシーの権利が保障されています。

(2) オン・オフの操作等

本講演会における受講者の発言音声及び受講者肖像の画像（以下総称して「受講者音声画像等」といいます。）について、本会は受講者に対して、マイク・カメラのオン・オフの操作、受講者による質問その他本オンライン講演の受講上の注意事項を指示することができるものとしています。そして、本会の指示があったときは、受講者はその指示に従うものとしています。

しかし、小規模型講演会等の場合は、講演者と受講者とのオンラインによる双方向型での質疑がリアルタイムで可能となるメリットもあるため、本会としてマイク・カメラのオン・オフの操作や質問について特に指示しないこともあります。ただし、その場合は、マイク・カメラをオフにしないと受講者音声画像等が講演者及び他の受講者に配信され、それにより受講者の肖像権やプライバシーの権利が侵害されるおそれがあります。

上記については、「オンライン講演会利用規約」にて受講者に注意喚起していますが、マイク・カメラのオン・オフは受講者自身で切り替えが可能であり、オフにしない場合は受講者音声画像等が講演者及び他の受講者に配信されることについて、本講演会を始める前に講演者から受講者に対してご説明いただくようお願い申し上げます。

6 本講演会の録音録画等の禁止

本会は、講演者及び受講者それぞれに対し、利用目的にかかわらず本講演会の録音・録画を禁止しています。講演者が、自宅・所属団体等の研究室、その他講演者が管理する場所等で、ライブ配信する方法等により本講演会を実施する場合であっても、講演者はその様子を録音・録画（講演者が自ら録音・録画するほか、講演者が第三者に依頼して録音・録画する場合も含まれます。以下同様。）することはできません。

また本会は、講演者及び受講者それぞれに対し、本会が本講演会を受講者等に録画配信する場合であっても、その録画配信された本講演会の録音・録画を禁止しています。

7 さいごに

本ガイドラインは、講演資料への記載や本講演会の配信利用等について著作権法上の留意点を中心に特に講演者にご注意頂きたい点をピックアップしたものであり、完全性、正確性、確実性等を保証するものではありません。

また、同意書では、講演者と第三者との間で、著作権その他の権利の侵害に関する問題が生じた場合、本会は誠意をもって対応しこれを解決するものとしておりますが、そうした問題を生じないためにも、本ガイドラインを熟読頂き、これを遵守下さいますようお願い申し上げます。

(文化庁ウェブページより)

- ・ 著作権制度の概要
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/>
- ・ 著作権テキスト（令和2年度）（巻末に著作権法条文の掲載があります。）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/92466701_01.pdf
- ・ 最近の法改正等について
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>
- ・ 著作物が自由に使える場合
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html
- ・ 著作権Q&A
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/>

附則（2021年6月10日 公益社団法人日本化学会 会務部門長制定）

- 1 本ガイドラインは2021年6月10日から施行します。
- 2 本ガイドラインに記載する法令は2022年11月30日現在の法令です。
（2021年6月10日 公益社団法人日本化学会 会務部門長 制定）
（2023年1月30日 公益社団法人日本化学会 会務部門長 改定）